

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日) (当日が休日、
翌日)

目次

◇規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示

身体障害者福祉法による医師の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法として登録があつたものとみなされるもの

争議行為の実施

土地収用法による事業の認定

都市計画事業の認可

都市計画法第六十六条による告示(二件)

◇選管告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告の要旨

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の被保険者」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十四条第二項の規定は、昭和五十九年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第八百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	綿 織 劭	米子市東町二五一 綿織眼科医院
脳神経外科	肢体不自由	堀 智 勝	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
脳神経内科	〃	小野田 倉 三	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
整形外科	〃	大森 敏 夫	〃
〃	〃	田 中 宏 和	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
〃	〃	明 石 英 夫	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院

鳥取県告示第八百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局 田本歯科医院 (溝口)	倉吉市昭和町二丁目二三七一 日野郡溝口町溝口二二二一	昭和五十九年九月一日 〃

鳥取県告示第八百二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 鳥取県薬学総合 センター倉吉薬 局 田本歯科医院 (溝口)	所 在 地 倉吉市昭和町二丁目一三七一	申出の都 道府県名 全国	申出の受理の年 月日 昭和五十九年九 月一日
日野郡溝口町溝口二二二一	"	"	"

鳥取県告示第八百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 松井孝夫 太田道雄	登録の記号及び番号 鳥国医第三、一一九号 鳥国医第三、一二〇号	登録の年月日 昭和五十九年九月七日
---------------------	---------------------------------------	----------------------

石 黒 稔

鳥国医第三、一二二号

堀内 正 人

鳥国医第三、一二三号

鳥取県告示第八百二十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院労働組合山陰支部支部長崎前京子から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

看護婦の増員及び勤務体制の改善要求に関する件

二 日時

昭和五十九年十一月四日午前零時から本事件の完全解決に至るときま

で

三 場所

米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院に勤務する組合員の所属する職場の全部又は一部

四 概要

あらゆる種類の争議行為を行う。

鳥取県告示第八百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

名和町

二 事業の種類

名和町国民健康保険直営診療所改築事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡名和町大字名和字運動瀬地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

名和町役場

鳥取県告示第八百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一五―二 出合橋松並線

三 事業施行期間

昭和五十九年十一月二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市松並町一丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二條第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六條の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一四―十四 南駅口美保橋線及び三一四―八宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 鳥取市扇町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一四―八 宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 鳥取市興南町、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、立川町五丁目及び大杵並びに岩美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新町一丁目、新町二丁目、宮下及び分上一丁目地内。
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、平林鴻三後援会から訂正の報告があつたので、昭和五十九年六月鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のとおり訂正する。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

その他の政治団体の部平林鴻三後援会のうち①中

「個人からの寄附
法人その他の団体
からの寄附」

1,500,000円 「個人からの寄附 1,600,000円
 17,810,000円」 法人その他の団体 17,710,000円」 平林
 三郎(平林三郎)からの寄附 〔総務の広聴〕中「平林三郎 1,500,000 鳥取市」
 「平林三郎 1,500,000 鳥取市
 その他 100,000円」 「その他 16,610,000円
 小計 1,600,000円」 小計 17,810,000円」
 「その他 16,510,000円」
 小計 17,710,000円」

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定によ
 り提出された昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の
 候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告
 書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十九年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和59年8月26日執行鳥取県議會議員補欠選挙(米子市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 2,896,900円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者	足立光徳 今 川 恭 子	所属党派 日本社会党	8月22日から 9月18日まで 第2回分
---------------------	-----------------	---------------	----------------------------

収入 主たる寄附	円	支出	円
人件費	—	家屋費	—
選挙事務所費	—	集合会場費	—
通信費	54,100	交通費	—
印刷費	—	広告費	48,000
文具費	—	食糧費	—
宿泊費	—	雑費	—
その他の収入	—	今回計	102,100
今回計	—	前回計	1,545,654
前回計	2,045,000	総計	1,647,754
総計	2,045,000		

報告書受理年月日	昭和59年10月11日	第2回報告分
----------	-------------	--------